

室蘭工業大学ヨット部OB・OG会規約

(名称及び構成)

第1条 本会は室蘭工業大学ヨット部OB・OG会と称し、次の会員で構成する。

会員は室蘭工業大学ヨット部出身者とする。又、かつてヨット部に貢献し入会を希望する者は、会員2名以上の推薦を経て会長の承認を受けた者。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、室蘭工業大学ヨット部の発展強化に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 事務所を北海道室蘭市絵鞆町ヨット部艇庫内に置く。

(役員及びその委嘱)

第4条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

幹事（監事兼務） 定員なし

必要に応じ顧問若干名を置くことができる。

幹事は会員の中から卒業年次及び地域構成を勘案し、会員総会の議を経てこれを委嘱する。

幹事の互選により会長及び副会長を選出する。

(役員の任務)

第5条 各役員は次のとおりとする。

(1) 会長は会務を総括し本会を代表する。

(2) 副会長は会長を補佐して会務を総括し、会長が事故あるときはあらかじめ会長の指名するところにより会長の職務を代行する。

(3) 顧問は会長及び幹事会の諮問に応じ本会の目的達成を促進する。

(4) 幹事は幹事会を組織して本会の会務一切を企画実行する。

但し、主要事項については会員総会の決議を経なければならない。

(5) 監事は本会の事業及び会計を監査する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は次のとおりとする。

(1) 会長の任期は2年とし、留任を妨げない。

(2) 副会長、及び幹事と監事の任期は2年とし、留任を妨げない。

(総会)

第7条 会員総会は会長によって招集され、原則として年1回開催する。

必要に応じて会長は隨時招集することができる。

(総会の成立)

第8条 会員総会の議決は出席会員の過半数による。

(幹事会)

第9条 幹事会は会長、副会長、幹事で構成して隨時開催し、その決議は総会に準じて行う。

会長は幹事会の決議又は行動につき会員に適宜報告し連絡するものとする。

(監督及びコーチ)

第10条

(1) 監督およびコーチの任命は現役部員に一任し、本会の承認を必要としない。

(2) コーチの選任は現役部員および監督に一任する。

(会計)

第11条 本会の運営資金は会費、寄付金その他の諸収入によって賄う。

(会費)

第12条 会員は会費を次のとく、毎年度会計幹事宛て納めなければならない。又、必要に応じて隨時会費を納めなければならない。

・会員 年会費 6, 000円

会費の納入時期は毎年度4月30日迄とする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

(慶弔の取扱い)

第14条 慶弔関係は原則取扱わない。

(その他)

第15条

1. 会員で氏名、住所、勤務先に変更があった場合は速やかに本会事務所に通知しなければならない。
2. 必要に応じて支部を設けることができる。
3. 本会は拘束力を強く発揮しない。たまにみんなで楽しみましょう。

(規約の改正)

第16条 本規約の改正は総会の決議に基づいて行う。

(付則) 本規約は平成30年2月11日より施行する。